

令和7年度
補償業務管理士登録更新講習会案内
(Webでの申込み用)
[令和2(西暦2020)年度 登録更新等]

目 次

はじめに	1
1. 受講資格	1
2. 講習会の申込み受付期間(アクセス期間)と日程等	1
(1) Web 申込みの受付期間(アクセス期間)	1
(2) 日程等	1
(3) カリキュラム	2
(4) 受講申込みに必要な提出書類	2
(5) 受講申込書等の入力上の注意事項等	3
(6) 正会員、その他の取扱いについて	3
(7) 講習会の受講手数料等及び納入方法.....	3
3. 講習会受講に当たっての注意事項	4
4. 講習会修了証書及び登録証の交付	4
5. 補償業務管理士登録事項変更申請について.....	5

はじめに

この講習会は、「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」(平成3年3月28日理事会決定。以下「実施規程」という。)第22条の規定に基づいて補償業務に関する知識及び能力を維持するとともに、登録の更新を行うために実施するものです。

1. 受講資格

(登録更新対象者)

今年度の登録更新講習会の受講対象者は、令和元(西暦2019)年度の補償業務管理士試験に合格し、令和2(西暦2020)年10月に登録した方及び令和2(西暦2020)年度に登録更新を行った方です。(下記(1)、(2)のとおり)

また、登録の更新の対象部門は、それぞれの部門の取得年に関係なく、現在取得している部門すべてが対象となりますので、ご注意ください。

(1) 令和2(西暦2020)年度に登録更新を行った方

「補償コンサルタント CPD 制度」の CPD ポイントが登録更新講習の申込時点において、その前回の更新時からの累計で 50 ポイント*以上必要です。

※令和2年9月14日付「令和3年度以降の登録更新講習会における受講資格について」により、登録更新講習会受講に必要な CPD ポイントは、80 ポイントが 50 ポイントに緩和されています。

(2) 令和元(西暦2019)年度の補償業務管理士試験に合格し、令和2(西暦2020)年10月に登録した方

今回は、登録更新講習会の受講要件である「補償コンサルタント CPD 制度」の CPD 取得ポイントは適用されません。

次回(令和12年度)の登録更新講習会受講に必要な CPD 取得ポイント(80 ポイント)は、今回の登録更新講習会(15 ポイント)からポイントが累計されますので、「補償コンサルタント CPD 制度」に未登録の方は、今回の登録更新講習会の前に CPD 会員登録のご申請を頂き「補償コンサルタント CPD 制度」に登録されることをお勧めいたします。

詳細は、当協会の HP(URL:<https://www.jcca-net.jp/cpd/>) をご参照ください。

2. 講習会の申込み受付期間(アクセス期間と)日程等

(1) Web 申込みの受付期間(アクセス期間)

申込みの受付は、令和7年7月1日(火)から7月22日(火)までです。

講習会の日程等は、下記(2)のとおりです。

(2) 日程等

Web オンデマンド配信

Web オンデマンド配信期間		実施方法・注意事項
月	日(曜日)・時間	
9	22日(月)、23日(火)、24日(水)、 25日(木)、26日(金) 10:30~16:00	Web 研修(オンデマンド配信)により実施します。 メールの送受信及びオンデマンド配信の視聴が可能なパソコン(又はタブレット)が必要となります。 なお、詳細は受講者宛別途お知らせします。 ※研修のカリキュラムは、次頁のとおりです。研修の実施期間、時間以外での視聴はできません。

(3) カリキュラム

講習実施時間	講習内容
10:30～16:00	「公共用地業務の現状と課題」(90分)
	「補償コンサルタント業の属性と市場規模等について」(40分)
	「補償基準等の改正等について」(過去5年分)(90分)
	「補償コンサルタントと管理業務」(40分)

※オンデマンド配信期間(22日(月)～26日(金))の講習時間内に上記「カリキュラム」、4つの「講習内容」を全て履修してください。配信期間・講習時間内でしたらアクセスは自由です。

(4) 受講申込みに必要な書類

申込時には、以下の情報・書類を申込サイト(マイページ)にて入力・アップロードしてください。従来の様式1に相当する項目も、Web上の操作により提出いただきます。

	提出書類	備考
1	「登録更新・講習会受講申込書」(様式1)	申込サイト(マイページ)より入力
2	「写真」1枚 (※縦4cm×横3cm 裏面に氏名、整理番号(登録証「氏名」右脇の番号)を明記)	以下の条件をすべて満たす画像ファイル(JPEGまたはPNG形式、3MB以下)を、マイページ上からアップロードしてください。 ・脱帽、上半身 ・正面を向き、表情が認識できるもの ・6か月以内に撮影されたもの。
3	「在籍証明書」(様式2)又は「被保険者記録照会回答票」(写し)	正会員のみ提出
4	補償コンサルタントCPD学習プログラム取得ポイント証明書	令和2(西暦2020)年度に登録更新を行った方のみ提出 証明期間が令和2(西暦2020)年10月1日以降から申込時点までの証明書を提出のこと 受付期間内の提出が遅れる場合は、別途相談

- (注) 1. 在籍証明書、被保険者記録照会回答票(写し)は、正会員の証明をするための書類です。
2. 被保険者記録照会回答票については、アップロード前に必ず、保険者番号および被保険者等の記号・番号が読み取れないように黒塗り(マスキング)を施し、個人情報の漏洩を防止してください。
3. 登録用証明写真は、6か月以内に撮影した上半身・正面・無帽の写真とし、マイページ上からアップロードしてください。

(注1) 「被保険者記録照会回答票」は、ねんきんネット(https://www.nenkin.go.jp/n_net/)参照。
なお、これらの写しについては、いずれも取得する部門の補償業務経歴の証明する会社とは関係のないデータは、読み取れないように塗りつぶし(マスキング)を施したうえで提出してください。

(5) 受講申込書等のデータ入力上の注意事項等

- ① 入力内容に不備(記入漏れ、誤記等)又は偽りがあった場合には、受講できないことがあるか、受講失格となることがありますので、受講申込に際しては、必ず受講者本人が入力してください。
- ② 申込者情報(マイページ上で入力)
 - ※従来の「受講申込書(様式1)」に相当
 - ※入力完了後、表示された内容を確認してください。
 - ※入力するメールアドレスは、必ず**個人ごとのメールアドレスを記入**してください。
(**厳守**のこと。共有アドレスは、セキュリティ管理上、問題がありますので、使用不可です。)
- ③ 登録用証明写真(従来の「受講写真票(様式2)」に相当)
以下の条件をすべて満たす画像ファイル(JPEGまたはPNG形式、3MB以下)を、マイページ上からアップロードしてください。
 - ・脱帽、上半身、正面を向き
 - ・表情が認識できるもの
 - ・6か月以内に撮影されたもの
- ④「在籍証明書」又は「被保険者記録照会回答票」(写し／PDFまたは画像ファイル)
 - ※在籍証明書は、Web上で作成後に印刷・押印し、PDF化したものをアップロードしてください。
 - ※被保険者記録照会回答票は、アップロード前に必ず保険者番号および被保険者等の記号・番号が読み取れないように黒塗り(マスキング)を施し、個人情報の漏洩を防止してください。
- ⑤ 補償コンサルタント CPD 学習プログラム取得ポイント証明書

(6) 正会員、その他の取扱いについて

正会員又はその他の「受講手数料等」は、下記(7)のとおりです。受講手数料等は消費税額を含んでおります。

なお、当該受講者が現に勤務している事業所等が正会員でなくても、同一法人等の本社、支社又は営業所等のいずれかが当協会の正会員となっている場合には、受講手数料等は正会員の額となります。(この場合の会員番号は、会員名簿に記載されている番号を用いてください。主たる営業所が正会員の場合はその番号を、その他の場合は地理的に近い営業所等の会員番号を入力してください。)※正会員とは、当協会会員を示します。補償コンサルタントCPD会員は含まれません。

(7) 講習会の受講手数料等及び納入方法

- ① 講習会及び更新登録に必要な費用は、下記の表に基づき講習会受講手数料、更新手数料および教材費の合計額となります。

※お振込みは、なるべく申込期間内にお願いいたします。(早くても申込開始日(7月1日)の7日前からお願いいたします。)

		登録更新講習会受講手数料		(単位:円)
区 分		正 会 員 ※	そ の 他	
受講手数料		36,000	61,000	
内訳	本体価格	32,728	55,455	
	消費税額 10%	3,272	5,545	

※正会員とは協会会員を指します。CPD 会員は含みません。

一般社団法人日本補償コンサルタント協会 登録番号：T2010405001152

※前頁受講費用については、本講習会案内文書(本紙)と、受講者(又は会社)が受講費用を振込んだ際の「利用明細書」等の控えをもって、インボイス(適格請求書)といたします。(「消費税法基本通達 1-8-1」参照)

- ② 受講手数料等は、ATM 機(インターネットバンキング可)等により、必ず受講者の個人名で下記口座に振込み、その「利用明細書」等の「写し」を「登録更新・講習会受講申込書」(様式 1)裏面の所定の場所にアップロードしてください。振込みに際しては、当協会の会員の方は、**個人名の前に必ず会員番号を入力してください。**(例：3-810 レイワ トキコ) ※勤務先名も入力して頂いて構いません。なお、振込みに要する費用は、受講者の負担といたします。

振込先：三菱UFJ銀行本店

預金種目：普通預金

口座番号：No.7649508 ※注) 口座番号にご注意ください。

受取人：一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

所在地：東京都中央区八丁堀2-20-9 八丁堀 FRONT 3階

- ③ 受講申込後、受講を取下げの場合は、速やかに Web の「マイページ」から必要な手続きを行ってください。

※受講手数料の返還

①受講実施日の半月前まで 80%返還

②上記①以後、受講実施日一週間前まで 50%返還

③①、②以後 返還なし

注) 返還に伴う振込手数料は、受講者の負担といたします。

- ④ 受講手数料は各自振込でお願いいたします。複数振込不可。

- ⑤ 現金等による受講手数料等の納付は受け付けません。

3. 講習会受講に当たっての注意事項

- (1) 講習会受講は、アドレスに送信しましたリンク先にて聴講してください。
- (2) オンデマンド配信期間(22日(月)～26日(金))の講習時間内に2頁2.(3)カリキュラム掲載の4つの「講習内容」を全て履修してください。
- (3) 更新後の登録証交付には、web 上で、①講習内容を全て履修し、②効果測定(確認テスト)、③学習報告書作成を実施していただくことが必要です。②、③は、9月30日(火)までに実施してください。

4. 講習会修了証書及び登録証の交付

- (1) 講習会を修了した方には、講習会修了証書を web 上で発行しますので、必要に応じてダウンロードしてください。
- (2) 上記3.(3)の実施内容が確認できましたら、順次、登録証を発送いたします。新登録証がご自宅に届きましたら、現登録証は各自破棄をお願いいたします。

5. 補償業務管理士登録事項変更申請について

今年度登録更新対象者で令和2（西暦2020）年度の登録証発行後にご自宅の住所等の変更があった方は、速やかに**補償業務管理士登録事項変更申請の手続き**をお願いします。（協会本部 HP（<https://www.jcca-net.or.jp/>）参照）登録事項変更の手続きをしていない方は、講習会受講が出来ません。（既に手続きを済ませている方は、この限りではございません。）

※1 CPD での登録事項変更手続きとは別のものとなります。新たに**補償業務管理士登録事項変更申請手続き**を行ってください。

個人情報の取り扱いについて

- 1 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会は、受講者のプライバシーを尊重します。
- 2 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会は、受講申し込みの際に、講習業務の遂行上必要な事項として、氏名、生年月日、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、資格者の登録・更新講習会並びに補償コンサルタントCPD制度の案内等に利用し、それ以外の目的では使用しません。
- 3 申し込みの際にご提出いただいた申込書の内容を外部に意図的に公開、提供することはありません。
- 4 外部からの個人情報の公開、提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、申込者のプライバシー保護を遵守します。ただし、法令により個人情報を開示しなければならないときは、開示する場合があります。
- 5 申込者の情報及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止しています。

一般
社団
法人

日本補償コンサルタント協会

郵便番号 104-0032

東京都中央区八丁堀 2-20-9

八丁堀FRONT 3階

電 話 03 (6275) 2763

(研修事業部 直通)

F A X 03 (6275) 2693